

## 徳島県教育委員会訓令第二号

各 公 立 学 校

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令（昭和六十年徳島県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

本則の第一号の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、本則の第二号の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の規定を適用する。